

委員会改組に伴う所管法令の改正等について

1. 府令

- 個人情報保護委員会事務局組織規則【別紙 1】
(附則で特定個人情報保護委員会事務局組織規則を廃止)

2. 規則

- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係特定個人情報保護委員会規則の整理に関する規則【別紙 2】

<被改正規則>

- ① 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年規則第 1 号）
- ② 特定個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 26 年規則第 2 号）
- ③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 14 号に基づき同条第 12 号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成 27 年規則第 1 号）
- ④ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（平成 27 年規則第 2 号）
- ⑤ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 14 号に基づき同条第 7 号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成 27 年規則第 3 号）

3. 告示

- 特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件【別紙 3】
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する件【別紙 4】
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件【別紙 5】

○内閣府令第 号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第 号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

個人情報保護委員会事務局組織規則

（企画官及び調査官）

- 第一条 個人情報保護委員会の事務局総務課に、企画官二人及び調査官一人を置く。
- 2 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。
- 3 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

（企画官）

第二条 個人情報保護委員会の事務局に、企画官二人を置く。

2 企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十八年一月一日から施行する。

(特定個人情報保護委員会事務局組織規則の廃止)

第二条 特定個人情報保護委員会事務局組織規則(平成二十六年内閣府令第四号)は、廃止する。

○特定個人情報保護委員会規則第 号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係特定個人情報保護委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係特定個人情報保護委員会規則の整理に関する規則

（特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正）

第一条 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第四条中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改める。

第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第五項中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第十一条及び第十二条中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改める。

第十四条第一項及び第十六条中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

（特定個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 特定個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

法律施行規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第一条及び第四条中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同

条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部改正)

第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部改正）

第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十二条第二項」を「第三十八条第二項」に、「のとおり」を「によるもの」に改める。

別記様式中「第五十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部改正）

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に、「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第四条から第六条まで及び附則第二条中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

附 則

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

○特定個人情報保護委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年 月 日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

第1の1及び様式4中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

○ 特定個人情報保護委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年 月 日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

第2の表の②項定義等の欄中「第67条」を「第51条」に改め、同表の③項定義等の欄中「第67条」を「第51条」に、「第37条」を「第1条」に改める。

第3-1を次のように改める。

第3-1 目的

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法第51条に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資す

るものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法第51条に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

第3-4-② 第50条、第36条、第51条第1項、第37条第1項、第52条、第38条

第3-4-③ 第67条から第75条、第51条から第58条、⑥まで、⑤まで、第76条、第59条、⑦から⑨、⑥から⑧、第77条第1項、第60条第1項、第67条、第51条、第68条、第52条、第69条、第53条、第70条、第54条、第71条、第55条、第73条、第56条、第56条、第74条、第74条、第57条、第57条、第75条、第75条、第58条

第3-4-④ ⑥、⑦、⑧、⑨

第3-6に次のように加える。

※ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法第28条の4及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第 号）並びに「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）を参照のこと。

第4-3-2(2)ロロ「2通作成し、1通を税務署長に提出し、他の1通を本人に交付する」や「作成し、税務署長に提出する」に各々「第52条第1項」や「第38条第1項」に各々。

「⑥ 源泉徴収票等の本人への交付方法

第4-3-2(2)ロロ ⑦ 源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うファイ
⑧ 法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除方法 等

「⑥ 源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うフ
ル等の保存方法 等

」
⑦ 法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除方法 等
ファイル等の保存方法

に改める。

」

「第33条第2項第2号中「2通作成し、1通を税務署長に提出し、他の1通を本人に交付する」を「作成し、税務署長に提出することとなる。」と改め、同条第1項中「第52条第1項」を「第38条第1項」と改める。

「* 金融機関が、個人番号関係事務に関係のない預金払戻し業務において、預金者から本人確認書類として個人番号カードを提示された場合、窓口担当者は個人番号カードに記載された個人番号を書き写し、又は個人番号カードの個人番号が記載された部分をコピーして、特定個人情報を収集してはならない受け取ることはできないが、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば受け取ることは可能である。」

「* 金融機関が、個人番号関係事務に関係のない預金払戻し業務において、預金者から本人確認書類として個人番号カードを提示された場合、窓口担当者は個人番号カードに記載された個人番号を書

き写し、又は個人番号カードの個人番号が記載された部分をコピーして、特定個人情報を収集してはならない。」と定める。

○特定個人情報保護委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年 月 日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

第2の表の③項定義等の欄中「第67条」を「第51条」に改め、④項定義等の欄中「第67条」を「第51条」に、「第37条」を「第1条」に改める。

第3-1を次のように改める。

第3-1 四号

第3-4(3)の表中⑥項を削り、⑦項を⑥項とし、⑧項を⑦項とし、⑨項を⑧項とする。

第3-6に次のように加える。

※ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法第28条の4及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第 号）並びに「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）及び「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年 月 日特個第 号特定個人情報保護委員会事務局長通知）を参照のこと。

第4-3-2222「2通作成し、1通を税務署長に提出し、他の1通を本人に交付する」と「作成し、税務署長に提出する」と並びに「第52条第1項」と「第38条第1項」と並びに。

第4-4-20「特定個人情報保護委員会への」と「委員会への」と並びに。